

重要事項説明書

1 事業主体及び事業所の名称等

	事業主体	事業所
名称	社会福祉法人 仁恵会	グループホーム新町御池
所在地	京都市北区上賀茂ケシ山 1-43	京都市中京区新町通姉小路下る 町頭町 92
電 話	075-712-1120	075-253-6927
F A X	075-712-1199	075-253-6929
代表者氏名	理事長 富田素子	所長 大石邦代
設立（開設）	平成 11 年 7 月 15 日	平成 24 年 4 月 1 日
Eメール	yuukari@earth.ocn.ne.jp	
ホームページ	「京都ユカリの里」で検索 http://web.kyoto-inet.or.jp/people/koalamet/	

2 事業運営の概要

事業種別	指定認知症対応型共同生活介護事業 介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業
指定番号	京都市 269030054
目 的	介護保険法に基づいて運営する介護サービスの提供
サービス区分	認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護、計 3 ユニット
サービス内容	・ 24 時間、年中無休の日常生活面での世話（排泄、食事、入浴、更衣、洗面等の介助） ・ 口腔ケア、栄養マネジメントの実施 ・ 健康検診、悩みごとの相談及び援助、生活指導 ・ 心身の機能維持向上のための日常動作訓練 ・ 理容・美容やレクリエーションの機会の提供 ・ 介護計画の作成 ・ 家族への支援
営業時間	午前 0 時から午後 0 時まで
営業日	4 月 1 日から 3 月 31 日まで、年中無休
営業区域	京都市内
定 員	27 人
職 員	施設長 1 名、 管理者 1 名、計画作成担当者 3 名、 介護員 15 名（うち 2 名は計画作成担当者兼務）

協力医療機関	京都博愛会病院、富田病院
--------	--------------

3 利用料等

利用料	介護保険自己負担分	介護給付費（加算、減算を含む）の額の1割、2割、3割の額
	居室設備使用料（部屋代）	別表に定める額
	食材料費	〃
	光熱水費	それに要した額の総額を月間延利用日数で按分した額
	共益費	別表に定める額
	専属介護費	〃（おむつ、受診介助、外出介助等）
	理・美容代	〃
立替金	医療費	それに要した額（入院以外の医療費、薬剤費）
	個人費用	〃（衣類、身の回り品、化粧品等）
支払い	口座振替	・京都中央信用金庫に利用者本人又は家族名義の口座開設 ・毎月20日又はその数日後に口座振替 ・毎月初めに請求書をご家族の代表に郵送
敷金	口座振込	・別表に定める額、入所日の前日まで ・入所時のみ、退所時返還

4 身元引受人

責 務	・自己負担分利用料の支払い保証 ・受診介助（内科、歯科以外及び自己指定の内科、歯科） ・入院中の世話、病院への支払い ・終末期にとるべき医療措置について病院との協議、同意 ・退所、退院（死亡を含む）後の処遇支援
要 件	・家族又は親族のうち1名、できれば2名が望ましい。 ・うち1名は利用者の次世代の成人 （理由）最近では身元引受人が先に死亡される例がよくあり、その場合に身元引き受けをしていない残された家族が利用者を遺棄することがあるため ・家族や親族のいない人は、友人、知人、その他の関係者で可

身元引受人を立てられない場合	所得か資産か、 或いは両方ある人	・ 成年後見人の委嘱と終末期医療措置について自筆証書の提出（証書には立会人の署名、立会人は公証人が望ましい）
	所得も資産もない人	・ 関係者で協議

5 入所にあたって

提出書類等	・ 介護保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療保険被保険者証 ・ (健康保険被保険者証) ・ 老人健康手帳 ・ (医療費公費負担者証) ・ (身体障害者手帳) ・ 身元引受人の印鑑証明書 ・ かかりつけ医師の意見書 ・ 認印 ・ その他当ホームが必要と認めるもの
持参品	・ 服用中の医薬品 2 週間分 ・ 当面の衣類、毛布、タオル類、室内靴、その他身の回り品 洗濯するものには油性マジックで名前を記入 ・ 愛着のある小家具、絵画、壁飾り、手芸道具など ・ その他仏壇、鏡台など当ホームと事前協議の整ったもの
持参不要 又は禁止	・ 寝具類（布団、枕、シーツ等はリース） ・ 現金（日常生活費は当ホームで立替え、翌月請求） ・ 預金通帳、有価証券、貴金属、不動産権利証、その他貴重品
衣替え、補充及び洗濯	・ 春秋に家族で衣類の入れ替え、補充 - 間に合わない場合は、当ホームで立替購入、翌月請求 ・ 普段着は当ホームで洗濯、毛布などはクリーニング、翌月立替請求
高額自己負担分の 払戻し請求	・ 区役所への請求時効は 2 年、1 年分まとめて請求可 ・ 払戻しは一般に一人月 1,000 円から 2,000 円程度
中元歳暮	・ 固く辞退、職員へのチップはいかなる場合にも不要

6 面会・外出・外泊・郵便物

面 会	・ 歓迎、曜日不問、原則として午前 9 時頃から午後 6 時頃まで ・ 車で面会に来られる場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。		
	手 土 産	禁止品目	・ 酒、タバコ、健康食品、市販薬品、佃煮、漬け物
		非推奨品	・ 現金、生菓子、飴、チョコレート、煎餅、果物等
		事後処理	・ 飲食料品は原則として利用者全員に配分 ・ 寄贈者、受贈者名は利用者に秘匿
外 出	・ 行事の一環として職員が利用者に同伴して適宜外出の機会 ・ 一人外出は原則禁止、家族等同行の場合は自由 ・ 職員同行の場合は別表の外出介助料請求		

外 泊		・ 一人外泊は禁止、家族等同行の場合は自由
	利 用 料	・ 2泊3日以上となる場合の中間日は日割計算により減額 （居室設備使用料（部屋代）を除く） ・ 外出した当日、外泊から帰った当日はその日の利用料の全額 （早朝出発、深夜帰所の場合も同じ）
郵便物		・ 保険料、納税通知書などは出入口の個人別トレーに保管、 面会の都度家族が回収、納付 ・ 年賀状などの私信は本人保管、管理不能の場合は個人別トレーへ ・ 介護認定更新と生存確認の手続きは当ホームで処理

7 医療

	送迎	介助	料金	摘要
協力医病院の 内科・歯科		当ホーム	当ホーム立 替払 翌月請求	・ 内科は隔週定期のほか必要のつど 歯科は必要のつど ・ 医師との面談は往診日の往診時間に 当ホームで
協力医病院以外の 内科・歯科	家族等	家族等	家族等 直接払	・ 受診結果は必ず当ホームに通告 ・ 受診介助代行はしない
眼科、婦人科、整形 外科、皮膚科、泌尿 器科、心療内科、 精神科など	家族等 （当ホーム）	家族等 （当ホーム）	家族等 直接払 （立替払）	・ 受診結果は必ず当ホームに通告 ・ 別表の受診介助料請求

8 入院

		協力病院	他病院	摘要
搬送	入院	当ホーム 救急車	家族等 救急車	・ 当ホームで他病院へ或いは他病院から搬送 する場合は別表の入退院介助料請求
	退院	当ホーム 家族等	家族等	
入院中の世話		家族等		・ 病院により態様は異なる
入院費用の支払				・ 立替払いはしない
入院中の 当ホーム利用料		・ 日割計算により減額 （居室設備使用料（部屋代）を除く、外泊の場合に同じ）		
空室保証期間		・ 90日、ただし部屋は変わることがある ・ 90日経過又は90日以上診断が出れば契約解除、退所		
退院（退所）後 の処遇		・ 当ホームへの再受入可能性を検討（関係者による処遇会議） ・ 無理な場合は他の処遇を支援 ・ 死亡の場合は家族等で事後処置		

9 終末期の介護

嚥下（食べ物を呑み込むこと）可能の場合		・ 本人の意向が第一、当ホームでの介護を目指す ・ しかし、本人自筆の書面があってもその時点（終末期）での本人の意向は確認も立証も困難 ・ よって、結局、最終的には家族等の判断
嚥下困難又は不能の場合	医療措置を講じない	・ 経口摂取の継続、流動食、潤滑剤の活用 ・ 水分補給
	医療措置を講ずる	・ 入院 ・ 終日点滴、経鼻孔栄養補給、胃瘻等

10 介護事故

実情と目標	・ 転倒、転落（ベッドから）、それによる骨折、誤嚥、異食、誤投薬、失踪等の事故は不可避 ・ ゼロを目指した不断の努力と起こったときの被害軽減対策
起こったとき	・ 直ちに必要な医療措置、すみやかに家族（代表）に通告 ・ その後、家族等に状況と経過を全て説明 ・ 関係行政、司法機関に届け出、指導を遵守
事後措置	・ 事故の原因を綿密に究明、必要に応じて部外者の意見 ・ 再発防止の方策を研究、必要に応じて部外者の助言指導 ・ 全職員への周知徹底、研修 ・ 損害賠償の検討

11 損害賠償

利用者に対する損害賠償	・ サービスを提供している中で利用者が傷害を受けた場合、その原因について当ホームに故意又は重大な過失があるときは、当ホームは速やかに利用者又はその家族に損害賠償を行う。
当ホームに対する損害賠償	・ 利用者が故意又は重大な過失により事業所の設備・備品等に損害を与えた場合又は他の者に傷害を与えた場合は、その損害について利用者又はその家族に損害賠償の請求を行うことがある。

12 その他重要事項

共同生活	当ホームは、共同生活の場であることに鑑み、利用者全員に次のことを守っていただかなければなりません。 ① 感染性疾患と診断された場合は、入所延期、退所又は入院となること ② 心身の状況について事業所の指定する医師又は看護職員等の事情聴取に応じ、その指示に従うこと ③ 他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑を及ぼすよ
------	--

	うな行為はしないこと ④ 事業所の設備・備品等を無断で移動したり破損したりしないこと ⑤ 安心して楽しく過ごせるよう定められたことを守りお互いの人権を尊重すること	
災害対策	- 火災発生時には、あらかじめ定めてあるグループホーム新町御池「消防計画」にのっとって対応 消防署、防火管理者及び火気責任者の指導により、年2回以上、避難、搬出、その他必要な訓練 - 地震、豪雨、爆発、その他非常災害の場合には、グループホーム新町御池「非常災害対策要綱」にのっとって対応	
身体拘束	方針	一切の拘束をしない
	例外	- 自傷又は他害による事故を招く蓋然性が極めて高い切迫した事例は所内討議を経て施設長判断により一時的又は部分的に拘束 - 家族代表に通告、理由、方法、時間等を記録
虐待	- あつてはならないこと、もしあれば介護職員の労働環境に起因 - 労働環境とは賃金、変則勤務、追加要員配置率、風通し等 - 働く環境の整備に最大限の努力	
個人情報	保護	- サービス提供上知り得た利用者及びその家族に関わる情報を、正当な理由なく、第三者に通報することはない。 - 正当な理由とは、利用者の利益を増進する目的のために、介護支援事業者、医療機関、行政機関などに必要な情報を提供すること
	開示	- 利用者や身元引受人には介護計画やサービス提供記録をいつでも開示 - 身元引受人以外のご家族には開示しない場合がある
利用者の権利擁護	- 当ホームの利用者は認知症者であることからその権利を十分に主張できない場合があることに鑑み、当ホームでは次のような権利が保障されていることを特に明記いたします。 ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち尊厳を維持する権利 ② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重される権利 ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利 ④ 自らの能力が最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利 ⑤ 必要に応じて必要な医療を受けることについて、援助を受ける権利 ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利 ⑦ 地域社会の一員として生活し選挙その他一般市民としての行為を行う	

	権利 ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利 ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別も受けない権利 ⑩ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家または第三者苦情機関の支援を受ける権利
--	---

1 3 苦情申立

苦情受付	・ 苦情や疑問、提案は、職員、管理者、施設長のだれにでも、いつでもお申し出ください。 ・ 面談のほか、電話、手紙、ファックス、メール、苦情箱等もご活用ください。 ・ 案件に応じて責任者が誠意を以て対応いたします。 施設責任者 所長 大石邦代 主任 寺田和
公的機関への 苦情申立	・ 当ホームへ直接いいにくい場合、次のいずれかへ申し立てることができます。 京都府国民健康保険団体連合会 TEL 075-354-9090 中京区健康長寿推進課 TEL 075-812-2566 上記ほかお住いの区役所の健康長寿推進課にご連絡ください

平成 年 月 日

サービス提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

社会福祉法人 仁恵会

グループホーム新町御池

職 名：

氏 名：

印

本書面にに基づき重要事項の説明を受け、貴事業所入所サービスの利用と利用料の支払いに同意しました。

利用者

氏 名 :

印

住所又は居所 :

利用者の身元引受人（続柄

）

氏 名 :

印

住所又は居所 :